

教育福祉常任委員会次第

日 時 平成28年11月16日(水)
午後2時から
場 所 第1委員会室

【調査事項】

- (1) 保育所運営費国庫負担金及び保育対策等促進事業費補助金に係る国への返還について

保育所運営費国庫負担金及び保育対策等促進事業費補助金に係る国への返還について

1 実地検査の概要

- (1) 日 時 平成 27 年 7 月 15 日 (水) 9 時 15 分～18 時 30 分
(2) 場 所 盛岡市保健所 7 階大ホール
(3) 対象項目 ①保育所運営費国庫負担金関係
②保育対策等促進事業費補助金関係 外 3 項目

2 実地検査における結果

(1) 指摘内容

①保育所運営費国庫負担金 国負担 1/2

平成 25 年度保育所運営費の主任保育士の専任加算費の計上について審査確認が十分でなかったことによる。主任保育士加算は、主任保育士を主任業務に専任させるため、代替職員 1 名を加配することにより加算されるものであるが、その代替保育士が配置されていない月があった。

- ・該当した保育園：48 園中 7 園
- ・返還対象金額：7,245,750 円（うち国負担 3,622,875 円，市負担 3,622,875 円）

②保育対策等促進事業費補助金 国補助 1/3

平成 25 年度の延長保育事業補助金の計上について実績報告書による確認が十分でなかったことによる。国の実施要綱では、延長保育促進事業として開園時間に保育士を 1 名以上加配し、通常保育後の保育需要への対応の推進を図ることとなっているが、その加配保育士を配置していない月があった。

- ・該当した保育園：48 園中 2 園
- ・返還対象金額：4,188,250 円（うち国負担 1,397,000 円，市負担 2,791,250 円）

(2) 会計検査院からの結果通知の確認 平成 27 年 11 月 12 日

(指摘のとおりとして回答した日：平成 27 年 11 月 25 日)

(3) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課からの照会通知

上記①は、平成 27 年 11 月 25 日（市から回答した日：平成 27 年 11 月 27 日）

②は、平成 28 年 3 月 24 日（市から回答した日：平成 28 年 3 月 28 日）

3 検査結果を受けての対応

今回の誤りは、園によって加配の人数の解釈にばらつきがあったことによるものであり、平成 27 年度から運営費加算認定事務は、各月の園児数や保育士等数が確認できる「職員配置状況表」の提出を求めて確認するなど、改善を図った。

なお、返還が必要となった合計金額 5,019,875 円は、国（東北厚生局）からの確定通知及び請求を受けた後、速やかに補正対応する。また、合わせて返還対象となった保育園に対して、対応を求める。